

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：田川市地域防災計画、田川市水防計画、田川市災害対応ガイドブック)

当市の災害対応ガイドブック(ハザードマップ)によると、多くの商業店舗が立地する中心市街地「伊田エリア」の「彦山川」周辺では、0.5メートルから5メートル未満の洪水浸水が予想されており、公共交通機関であるJR日田彦山線や平成筑豊鉄道伊田線にも多大な影響を及ぼすことも想定されている。

また、「中元寺川」周辺の川宮地区には製造業が集積する川宮工業団地があり、彦山川と同様に、0.5メートルから5メートル未満の洪水浸水が予想されている。

なお、「彦山川」「中元寺川」ともに重要水防箇所(国土交通大臣管理区間)となっており、さらに「彦山川」は、洪水予報指定河川となっている。

(土砂災害：田川市地域防災計画、田川市災害対応ガイドブック)

当市の土砂災害(特別)警戒区域のうち、「土石流」指定箇所については37箇所、「急傾斜地の崩壊」指定箇所については210箇所あり、多くの警戒区域が指定されている。

(地震：田川市地域防災計画、田川市業務継続計画)

当市における最大地震は、福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき、県内に存在する6つの活断層のうち、西山断層による地震が想定されている。

想定断層	西山断層南東部	震源断層の幅	15km
断層の長さ	31km	震源断層の深さ	上端：2km
マグニチュード	7.3	〃	下端：17km
断層延長の方向	北西-南東方向	最大震度予測	6強(※)

※ 市内全域を示すものではない。

また、液状化の予測としては、西山断層による液状化の危険性については、彦山川沿いの谷底平野、彦山川・中元寺川沿いの旧河道で危険性が高いと予測されたほかは、「低い」又は「かなり低い」と予測されている。

(その他)

○ 地形及び地質の特徴

北北西-南南東方向に並列する山地・丘陵と谷底平野からなり、平野部を彦山川、中元寺川及び金辺川がほぼ北に向かって流下している。

また、丘陵地を中心に分布するボタ山及びその土砂を用いた盛土地は、炭坑のまちとして発展した本市の大きな地形的特徴となっている。

山地・丘陵には三郡変成岩、古生代堆積岩、白亜紀深成岩、古第三紀堆積岩などの基盤岩が露出しているが、各河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は厚さ10~20m程度の沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。

○ 災害履歴

本市における災害は、6月から9月にかけて集中的に発生しており、その原因としては、梅雨前線の活発化に伴う大雨、台風到来に伴う暴風・大雨などがあげられる。特に、平成3年9月27日に九州地方を直撃した台風19号は、猛烈な風(田川市の最大瞬間風速51.5m)を伴い、本市では重傷者3名、住家被害816棟という被害をもたらした。

また、平成22年7月11日から16日の大雨において、期間内に総雨量500ミリの集中豪雨があり、住家3棟、崖くずれ20箇所の被害があった。直近では、平成24年7月14日に、「平成24年九州北部豪雨」で、1時間最大雨量73ミリという記録的な大雨を観測、短時間の間に市南部を中心に各所で浸水・土砂災害が非常に多く発生した。

○ 大雪等に係る災害

平成28年に、九州北部地方の上空、約1,500mに氷点下15度以下の寒気が流れ込み筑豊地方も大雪に見舞われ、添田町で氷点下7.2度を示すなど、いずれの地域も観測史上上位の寒さとなった。この低温により水道管が軒並み凍結し破裂があいついだ。このことにより、配水量が大量に増え、配水池の水位が急激に低下したため渇水状態となり、多くの世帯で断水被害が発生したため、計画断水や給水車による給水活動を実施した。また、給水受援のため自衛隊の災害派遣を福岡県に要請した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,335企業（令和3年度 田川市統計データ）
- ・小規模事業者数 1,637企業（令和3年度 田川市統計データ）

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	農林漁業	10	7	山間部に分散している
	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	山間部に分散している
	建設業	172	166	市内に広く分散している
	製造業	115	93	工業団地の他、市内に広く分散している
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	市街地に分散している
	情報通信業	8	6	市内に広く分散している
	運輸業、郵送業	42	31	市内に広く分散している
	卸売・小売業	661	556	市内に広く分散している
	金融・保険業	33	17	市内に広く分散している
	不動産業、物品賃貸業	77	73	市街地を中心に分散している
	学術研究、専門・技術サービス業	75	66	市内に広く分散している
	宿泊業、飲食サービス業	357	31	国道沿線、市街地に広く分散している
	生活関連サービス業、娯楽業	255	237	市街地を中心に分散している
	教育、学習支援業	51	45	市内に広く分散している
	医療、福祉	261	129	市内に広く分散している
	複合サービス事業	19	15	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	194	165	市内に広く分散している	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 田川市地域防災計画の策定
- ・ 田川市水防計画の策定
- ・ 田川市国民保護計画の策定
- ・ 田川市災害対応ガイドブックの作成
- ・ 自治体・民間団体との災害協定

(田川地区 8 市町村・福岡県田川地区消防組合、公益社団法人福岡県産業資源循環協会、株式会社ツシマ、株式会社ナフコ、株式会社大塚製薬 など)

2) 当所の取組

- ・ 事業者BCPおよび事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・ 当所青年部を対象としたBCP策定セミナーの開催
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険の周知および加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった事務局職員が十分にいない。

また、感染症対策において地区内小規模事業者に対して、感染予防、拡大防止に対するルール作りの推奨や、リスクファイナンス対策として保険加入の必要性をさらに周知する必要がある。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市と当所との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・ 災害発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・筑豊地区の6商工会議所と「職員の派遣に関する協定」について、令和2年7月に協定を締結した。本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設備、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当所自身の事業継続計画の作成

令和4年度までに作成。

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）田川市事業継続力強化支援連絡会議（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の大規模地震や大雨による大規模水害等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

- ・ 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には田川市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

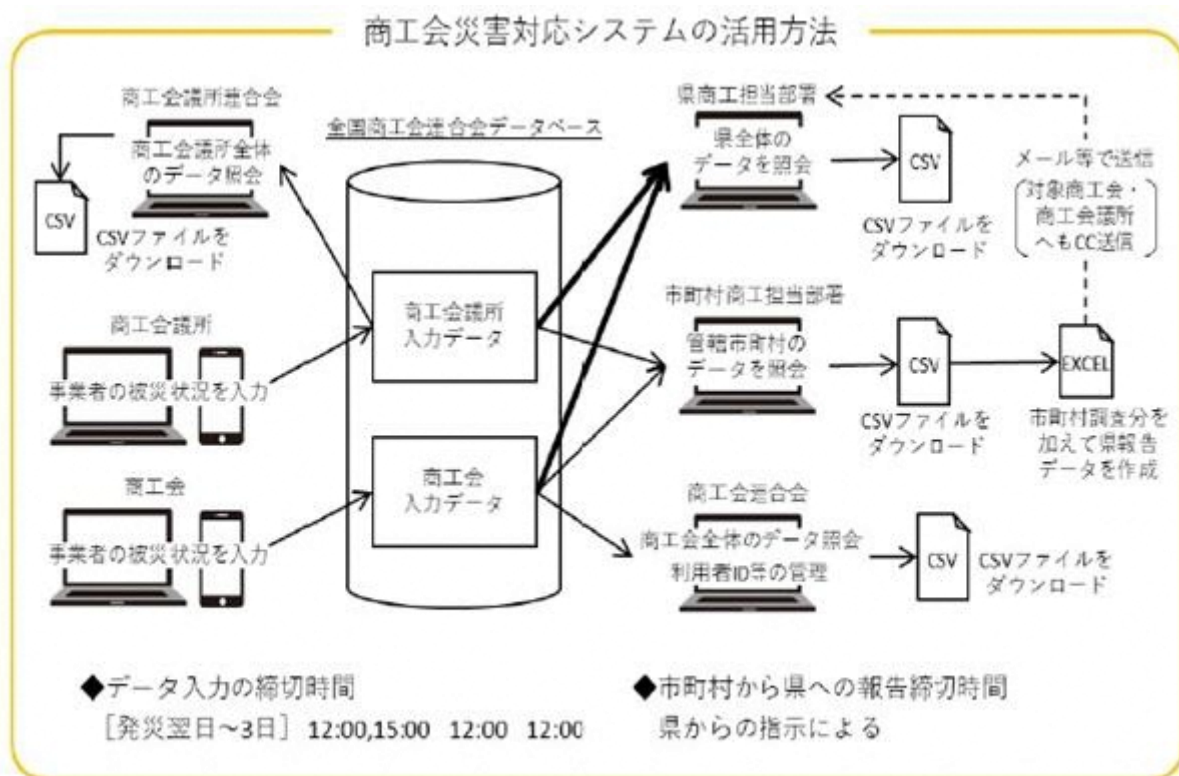
発生後～1週間	1日に2回～3回共有する。
1週間～2週間	2日に1回共有する。
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する。
1か月以降	1週間に1回共有する。

- ・ 当市で取りまとめた「田川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は、連絡ルートの一例

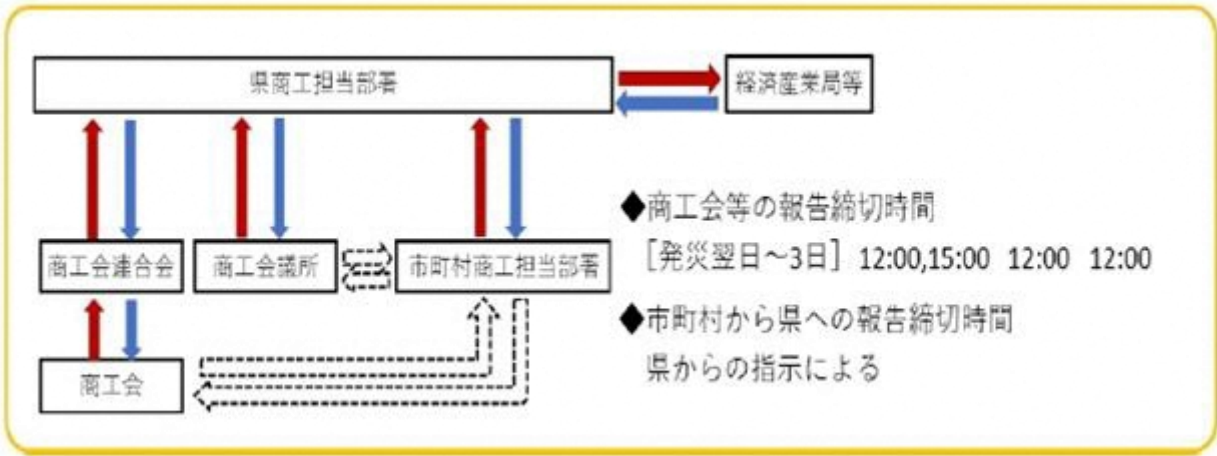
- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、福岡県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。
- ・ 当所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、田川市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当所は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・ また、当所は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛で【電子メールにて送付：（メールアドレス keiaishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入例	被害箇所			被害状況		区分 (福岡県庁ホームページ参照)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額 <small>※被害額（建物、家具、備品、機械の被害など、おおよそ総額で可成り詳細に記入してください）</small>	
1	○○市○○区○○	—	製○○製材所	製造業	約10万円	<small>被害一時的発生に留まらず、被害が拡大する恐れがある場合は、速やかに被害状況を把握し、関係機関等に報告してください。</small>
	△△市△△区△△	△△商店街	△△酒店	酒販業	約140万円	
2						
3						

※前記までに被害を受けた箇所は関係せず、被害状況を逐次記入していただく。 ※関係がない場合は空白としてご利用ください。 ※既に被害を受けた被害箇所につきましても、その後の被害で被害状況等の様式や通知が判別した場合は、併せて関係をお知らせください。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、田川市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 福岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

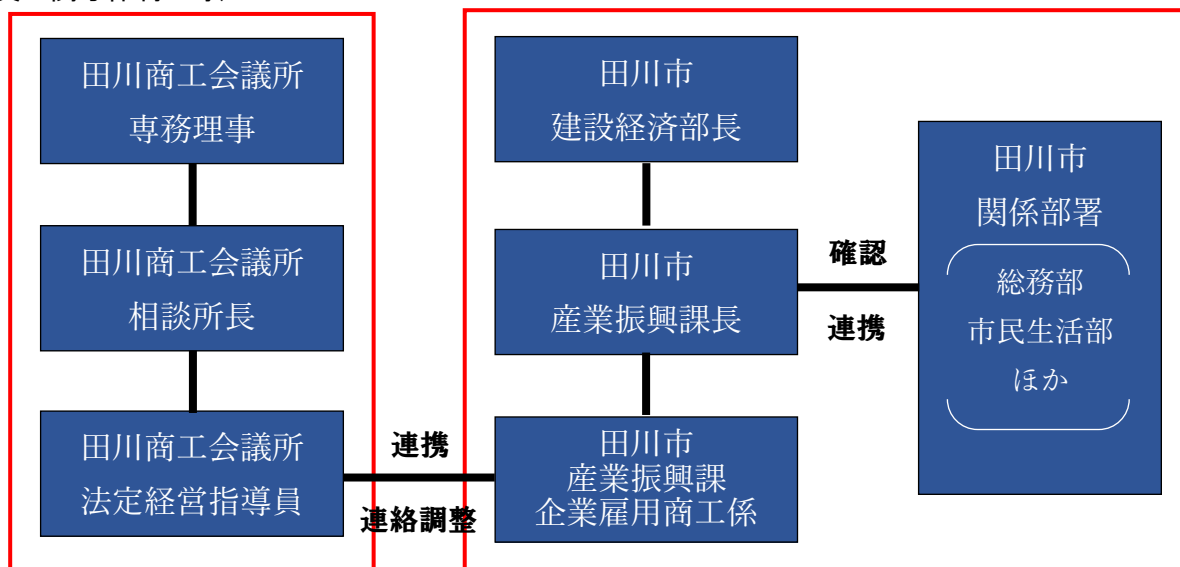
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高見 隆 井上 林太郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

田川商工会議所 中小企業相談所

〒826-0025 福岡県田川市大黒町3-11

TEL : 0947-44-3150 / FAX : 0947-45-6073

E-mail : info@tagawa.or.jp

②関係市町村

田川市建設経済部産業振興課

〒822-8501 福岡県田川市中央町1-1

TEL : 0947-85-7145 / FAX : 0947-46-0124

E-mail : kigyoun@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	20	20	20	20	20
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、田川市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 北九州支店 飯塚支社 支社長 福嶋 尚之 住所：福岡県飯塚市芳雄町 18 番 27 号 飯塚東京海上日動ビルディング 2 階 TEL：0948-35-9030
連携して実施する事業の内容
① B C P 策定セミナーの開催 ② B C P 関連の損害保険の周知 ③ 防災・減殺対策に関するアンケート調査の実施
連携して事業を実施する者の役割
① セミナーの企画・運営、講師の派遣 ② 損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③ 管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※当会議所会員の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する
連携体制図等
<pre>graph TD; A[東京海上日動火災保険 (株) 北九州支店 飯塚支社] -- 連携 協力 --> B[田川商工会議所]; B -- 情報提供 --> C[小規模事業者]; B -- 相談対応 B C P 策定支援 --> C;</pre>